

STOP!

違反広告物



原則として、電柱・信号機・道路標識・街路樹・照明柱・横断歩道橋等に、**はり紙・はり札・立看板・広告旗等**を表示することは**禁止**されています。

許可を受けずに掲出されているもの、禁止されている物件や地域に掲出されているものについては、**罰則**や**除却**の対象となります。

ルールを守って美しいまちづくりにご協力ください。

はり紙やはり札などの簡易な広告物を、きまりに違反して掲出した場合、30万円以下の罰金（屋外広告物条例第25条の3）が定められております。

そのほか、除却措置（屋外広告物法第7条第4項）も認められており、本市では、職員による巡回・除却のほか、ボランティア活動による除却を行っております。

罰金や除却の対象となる簡易な広告物



禁止物件

電柱、照明柱、信号機、道路標識、街路樹、横断歩道橋、橋りょう、トンネル、ポスト など

禁止地域・物件にも設置できる事例

- ・法令の定めにより表示された広告物
- ・国または地方公共団体が公共的目的で設置するもの
- ・選挙期間中に表示される選挙関係ポスター（証紙があるもの）
- ・緊急に公衆に周知させる必要があるもの

屋外に掲出する広告物は、高さ・表示面積・設置場所・表示方法等についても条例で基準が定められています。

詳しくは、宇都宮市役所建築指導課（☎028-632-2537）までお問い合わせください。